

奈良県告示第五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び大和郡山市環境政策課（大和郡山市北郡山町二四八の四）において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
シャープ株式会社 ビジネスソリューション事業本部  
執行役員 本部長 中山藤一  
大和郡山市美濃庄町四九二番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
シャープ株式会社 奈良事業所  
大和郡山市美濃庄町四九二番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力	シリコンウエハー 一、〇〇〇枚／日
特定施設の工事着手予定年月日	許可を受けた日
特定施設の工事完成予定年月日	工事着工後十日





後値 の 理の 処大 び最 及び 前及 理値 処の る常 よ通 にの 設態 施状 理染 処汚 のの 等 水水 汚汚	水素イオン濃度(水 素指数)	生物化学的酸素要求 量(BOD)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量( COD)(単位 mg /l)	浮遊物質質量(SS) (単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	ノルマルヘキサン抽 出物含有量(単位 mg/l)	汚水等の処理施設による処 理前及び処理後の汚水等の 一日当たりの通常量及び 最大量(単位 m³)
								一・五〇九
二、〇六五	一・五〇九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	二	一	二、〇六五
二、〇八〇	一・五〇九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	二	一	二、〇八〇
二、〇六五	六・〇〇八	七	七	六	五	一	〇・五	二、〇六五
二、〇八〇	六・〇〇八	八	八	八	八	二	一・〇	二、〇八〇

六 排出水の汚濁状態及び量

排出水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	排出水の汚濁状態				
	浮遊物質(単位 mg/l) (SS)	化学的酸素要求量(単位 mg/l) (COD)	生物化学的酸素要求量(単位 mg/l) (BOD)	水素イオン濃度(水素指数)	項目
二、三〇〇	六	七	七	六・〇～八・〇	通常
二、三三〇	八	八	八	六・〇～八・〇	最大